

食品安全委員会農薬専門調査会

第 47 回会合議事録

1. 日時 平成 26 年 4 月 23 日（水） 14:00～14:59

2. 場所 食品安全委員会中会議室（赤坂パークビル 22 階）

3. 議事

- （1）専門委員紹介
- （2）専門調査会の運営等について
- （3）平成 26 年度食品安全委員会運営計画について
- （4）座長の選出・副座長の指名
- （5）各評価部会に所属する専門委員の指名、各部会の座長及び副座長の指名、
幹事会に所属する専門委員の指名
- （6）農薬専門調査会の運営体制について
- （7）その他

4. 出席者

（専門委員）

相磯専門委員、井上専門委員、上路専門委員、小澤専門委員、小野専門委員、
加藤専門委員、川口専門委員、腰岡専門委員、三枝専門委員、佐々木専門委員、
佐藤専門委員、篠原専門委員、杉原専門委員、清家専門委員、玉井専門委員、
田村専門委員、中島専門委員、永田専門委員、中塚専門委員、中山専門委員、
長野専門委員、納屋専門委員、西川専門委員、根岸専門委員、林専門委員、
平塚専門委員、本多専門委員、本間専門委員、増村専門委員、松本専門委員、
森田専門委員、山手専門委員、與語専門委員、義澤専門委員、吉田（充）専門委員、
吉田（緑）専門委員

（食品安全委員会）

熊谷委員長、佐藤委員、山添委員、三森委員

（事務局）

姫田事務局長、東條事務局次長、磯部評価第一課長、前田上席評価調整官、
堀部課長補佐、横山課長補佐、丸野専門官、木村専門職、賀登係長、齊藤係長、
小牟田専門職、磯技術参与、河野技術参与、進藤技術参与、鈴木技術参与、星野技術

参与

5. 配布資料

資料 1－1 食品安全委員会専門調査会運営規定

資料 1－2 食品安全委員会における調査審議方法等について

資料 1－3 「食品安全委員会における調査審議方法等について」に係る確認書について

資料 2 平成 26 年度食品安全委員会運営計画

資料 3 農薬専門調査会専門委員名簿（平成 24 年 4 月 1 日現在）

資料 4 農薬専門調査会の運営体制に関する事項（平成 22 年 6 月 1 日農薬専門調査会決定）

資料 5 農薬専門調査会評価体制案（平成 26 年 4 月）

参考資料 農薬専門調査会開催実績（平成 24 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日）

6. 議事内容

○堀部課長補佐

それでは、定刻でございますので、ただいまから第 47 回「農薬専門調査会」を開催いたします。

先生方には、お忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。

私は事務局の課長補佐をしております堀部と申します。座長が選出されるまでの間、議事を進行させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

開催通知等で御連絡差し上げましたように、本日の会議につきましては公開で行いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

すみません、先生方に多数御出席をいただいた関係で、場所が非常に狭くて申しわけございませんが、御容赦いただければと思います。

このたび、4 月 1 日付をもちまして、農薬専門調査会の専門委員の改選が行われました。本日は改選後の最初の会合に当たりますので、初めに熊谷食品安全委員会委員長より御挨拶をさせていただきます。

○熊谷委員長

熊谷でございます。

きょうは日差しはいいのでありますけれども、少し暑い中、お越しをいただきまして、ありがとうございます。一言御挨拶を申し上げます。

このたびは御多忙の折、専門委員への就任を御快諾いただきまして、ありがとうございます。食品安全委員会の委員長として、お礼申し上げます。既に内閣総理大臣から平成 26 年 4 月 1 日付で、食品安全委員会専門委員としての任命書がお手元に届いているかと思い

ます。専門委員の先生方が所属される専門調査会につきまして、委員長が指名することになっておりまして、先生方を農薬専門調査会に所属する専門委員として指名いたしました。専門家としての優れた科学的知見と御見識を食品の安全性を向上させるための食品健康影響評価に生かしていただけることとなり、大変心強く思っております。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

食品安全委員会は科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に食品健康影響評価を実施することを目的として、平成 15 年 7 月に設置されましたリスク評価機関であります。原則として毎週、委員会会合を開催し、私を含めて 7 名の委員により、さまざまな案件を審議しております。また、食品安全基本法に基づき専門事項の審議を行うため、全体の運営等について審議を行う企画等を含め、12 の専門調査会を委員会の下に設けており、この農薬専門調査会もその 1 つであります。

リスク評価機関としての独立性と中立性を確保しつつ、科学的な知見に基づいて客観的で公正な立場から食品健康影響評価を行うということは、非常に重要なことであります。専門調査会の皆様方におかれましては、レギュラトリーサイエンスの専門家もいらっしゃいますけれども、最新の科学的知見に基づきリスクアナリシス、リスク分析とも言いますが、その考え方を十分に御理解し、総合的に判断していただきたいと思っております。

なお、専門調査会の審議につきましては、原則公開となっております。皆様方の検討結果をぜひ専門調査会場で御発言いただければと存じます。それによって傍聴者の皆様方も皆様方の科学的な議論を聞くことができますし、情報の共有にも資するものと考えております。

さて、食品中の残留農薬の問題につきましては、相変わらず国民の皆さんの関心が高く、注目されているところです。このような中、農薬専門調査会では、これまで延べ 664 件にも及ぶ食品健康影響評価を終了していただきました。食品安全委員会における農薬の評価におきましては、農産物に残留する農薬そのものだけではなく、農産物で農薬が代謝を受けて生成する代謝物や家畜に飼料として給与された飼料作物中の残留農薬が畜産物中に残留する場合など、さまざまな形態で人が摂取する可能性を考慮し、総合的に安全性を評価していただくことになります。

このため、農薬専門調査会には一般的な毒性学の先生方はもとより、生殖発生毒性、遺伝毒性、動物代謝、植物代謝など幅広い分野から総勢 50 名の専門家に御参画いただいております。皆様の幅広い知見が結集されることにより、適切なリスク評価が可能になると考えております。

大変長くなりましたけれども、食品の安全性に関するリスク評価は、国の内外を問わず強い関心が寄せられております。この仕事は食品の安全を支える重要かつ意義深いものです。専門委員の皆様方におかれましては、国民の期待に応えるべく、適切な食品健康影響評価を速やかに、かつ科学的に遂行すべく御尽力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

○堀部課長補佐

ありがとうございました。

それでは、次に、本日、机上配付しております資料の確認をお願いいたします。

本日の資料でございますが、議事次第、座席表。

資料１－１「食品安全委員会専門調査会運営規定」。

資料１－２「食品安全委員会における調査審議方法等について」、両面刷りの１枚でございます。

資料１－３は先ほどの「調査審議方法等について」に基づきます先生方からの確認書でございます。

資料２「平成 26 年度食品安全委員会運営計画」。

資料３「農薬専門調査会専門委員名簿」。

資料４「農薬専門調査会の運営体制に関する事項」、片面刷りの１枚でございます。

資料５「農薬専門調査会体制案」、片面刷り１枚です。

参考資料としまして、農薬専門調査会の平成 24 年から今年 3 月までの開催実績でございます。

また、円卓の先生方には、机上配付資料といたしまして、専門委員職務関係資料を置かせていただいております。専門委員職務関係資料を除きまして、近日中にホームページに掲載させていただく予定でございます。

配付資料等の不足等はございませんでしょうか。何かございましたら、事務局まで御遠慮なくお申しつけください。

それでは、議事を進めさせていただきます。まず、専門委員の先生方を御紹介させていただいた後、議事に沿って進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、専門委員の先生方を御紹介させていただきます。資料３にございますように、今回、農薬専門調査会の専門委員に御就任いただいた方々は、先ほど委員長からもございましたが、総勢 50 名でございまして、本日は 36 名の先生方に御出席をいただいております。

赤池専門委員、浅野専門委員、太田専門委員、桑形専門委員、代田専門委員、高木専門委員、八田専門委員、福井専門委員、藤本専門委員、細川専門委員、堀本専門委員、山崎専門委員、山本専門委員、若栗専門委員の 14 名は本日御都合により御欠席でございます。

それでは、本調査会に御就任いただきました先生方を五十音順にお一人ずつ私のほうから御紹介させていただきます。引き続きまして、恐れ入りますが、簡単に一言ずつ先生方から自己紹介をお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料３をご覧ください。私の左手のほうから「あいうえお」順に並んでおりますので、そのような形で見ていただければと思います。

まず初めでございますが、中央労働災害防止協会日本バイオアッセイ研究センター、相

磯成敏先生です。

○相磯専門委員

相磯と申します。毒性を担当しております。よろしくお願いいたします。

○堀部課長補佐

国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター病理部、井上薫先生です。

○井上専門委員

国立衛研病理部の井上薫と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○堀部課長補佐

一般社団法人日本植物防疫協会技術顧問、上路雅子先生です。

○上路専門委員

日本植物防疫協会の上路でございます。よろしくお願いいたします。植物代謝を担当しています。

○堀部課長補佐

岩手医科大学薬学部、小澤正吾先生です。

○小澤専門委員

岩手医科大学薬学部の小澤でございます。よろしくお願いいたします。動物代謝を専門にしております。

○堀部課長補佐

国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター総合評価研究室、小野敦先生です。

○小野専門委員

国立衛研の小野と言います。毒性を担当しております。よろしくお願いいたします。

○堀部課長補佐

名城大学薬学部、加藤美紀先生です。

○加藤専門委員

名城大学の加藤です。よろしくお願いします。動物の代謝を担当しております。

○堀部課長補佐

鹿児島大学共同獣医学部、川口博明先生です。

○川口専門委員

鹿児島大学共同獣医学部の川口です。獣医病理と毒性病理を担当しております。よろしくお願いします。

○堀部課長補佐

日本大学生物資源科学部、腰岡政二先生です。

○腰岡専門委員

腰岡と申します。どうかよろしくお願いします。植物代謝を担当しています。

○堀部課長補佐

公益社団法人日本実験動物学会、三枝順三先生です。

○三枝専門委員

三枝と言います。毒性を担当させていただいています。よろしくお願いします。

○堀部課長補佐

戸工業高等専門学校物質工学科兼姫路獨協大学薬学部、佐々木有先生です。

○佐々木専門委員

佐々木でございます。よろしくお願いいたします。遺伝毒性を担当しております。

○堀部課長補佐

岩手大学農学部、佐藤洋先生です。

○佐藤専門委員

佐藤洋と申します。毒性を担当しております。よろしくお願いします。

○堀部課長補佐

清泉女子大学人文科学研究所、篠原厚子先生です。

○篠原専門委員

篠原と申します。農薬よりは金属の生体影響をやっております。よろしくお願いいたします。

○堀部課長補佐

広島国際大学薬学部、杉原数美先生です。

○杉原専門委員

広島国際大学の杉原と申します。薬物代謝、代謝活性化などを専門にやらせていただいております。よろしくお願いいたします。

○堀部課長補佐

独立行政法人農業環境技術研究所有機化学物質研究領域兼企画戦略室、清家伸康先生です。

○清家専門委員

農業環境技術研究所の清家と申します。本年度よりお世話になります。植物代謝のほうを担当させていただきます。よろしくお願いいたします。

○堀部課長補佐

金沢大学医薬保健研究域、玉井郁己先生です。

○玉井専門委員

玉井と申します。動物代謝を担当しています。よろしくお願いいたします。

○堀部課長補佐

名城大学農学部、田村廣人先生です。

○田村専門委員

田村廣人です。植物代謝を担当させていただきます。お手元の資料では第三部会ということで案が出ております。よろしくお願いいたします。

○堀部課長補佐

金沢大学医薬保健研究域、中島美紀先生です。

○中島専門委員

中島と申します。動物の代謝を担当します。よろしくお願いします。

○堀部課長補佐

国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター、西川秋佳先生です。

○西川専門委員

西川です。毒性担当です。よろしくお願いいたします。

○堀部課長補佐

公益財団法人食品農医薬品安全性評価センター、納屋聖人先生です。

○納屋専門委員

納屋でございます。生殖毒性を担当させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○堀部課長補佐

東北薬科大学環境衛生学教室、永田清先生です。

○永田専門委員

東北薬科大学の永田と申します。動物代謝を専門にしています。よろしくお願いいたします。

○堀部課長補佐

独立行政法人科学技術振興機構産学連携展開部、中塚敏夫先生です。

○中塚専門委員

JSTの中塚と申します。担当は第四部会で生殖発生毒性です。よろしくお願いいたします。

○堀部課長補佐

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構花き研究所、中山真義先生です。

○中山専門委員

中山でございます。植物代謝を専門としています。よろしくお願いいたします。

○堀部課長補佐

長野毒性病理コンサルティング、元中央労働災害防止協会日本バイオアッセイ研究センター、長野嘉介先生です。

○長野専門委員

長野です。毒性を担当しています。よろしくお願いします。

○堀部課長補佐

岡山大学大学院医歯薬学総合研究科、根岸友恵先生です。

○根岸専門委員

根岸でございます。遺伝毒性のほうを担当させていただいております。よろしくお願いします。

○堀部課長補佐

公益財団法人食品農医薬品安全性評価センター、林真先生です。

○林専門委員

林です。同じく、遺伝毒性の担当です。

○堀部課長補佐

東京薬科大学薬学部、平塚明先生です。

○平塚専門委員

平塚でございます。動物代謝を担当しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○堀部課長補佐

前橋工科大学工学部、本多一郎先生です。

○本多専門委員

本多でございます。今年から委員をさせていただきます。植物代謝をやらせていただくことになります。

○堀部課長補佐

国立医薬品食品衛生研究所変異遺伝部、本間正充先生です。

○本間専門委員

本間です。よろしくお願いします。遺伝毒性を専門としています。

○堀部課長補佐

同じく、国立医薬品食品衛生研究所変異遺伝部、増村健一先生です。

○増村専門委員

増村です。遺伝毒性を担当します。よろしくお願いします。

○堀部課長補佐

信州大学学術研究院、松本清司先生です。

○松本専門委員

松本と申します。毒性を担当いたします。よろしくお願いいたします。

○堀部課長補佐

国立医薬品食品衛生研究所安全情報部、森田健先生です。

○森田専門委員

森田健と申します。遺伝毒性を担当しております。よろしくお願いします。

○堀部課長補佐

大阪府立大学生命環境科学研究科、山手丈至先生です。

○山手専門委員

大阪府立大学の山手と申します。毒性病理、動物病理、それを専門にしています。よろしくお願いします。

○堀部課長補佐

独立行政法人農業環境技術研究所、與語靖洋先生です。

○與語専門委員

農業環境技術研究所の與語です。植物代謝の担当です。よろしくお願いします。

○堀部課長補佐

関西医科大学病理学第二講座、義澤克彦先生です。

○義澤専門委員

関西医科大学の義澤です。毒性を担当しております。よろしくお願いいたします。

○堀部課長補佐

日本獣医生命科学大学応用生命科学部、吉田充先生です。

○吉田（充）専門委員

日本獣医生命大の食品科学科の吉田です。食品安全委員会では、化学物質・汚染物質部会に昨年の秋より参加しておりますけれども、この4月より、こちらの部会のほうでもお世話になります。よろしくお願いいたします。植物代謝を担当いたします。

○堀部課長補佐

国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター病理部、吉田緑先生です。

○吉田（緑）専門委員

国立衛研の吉田です。毒性を担当いたします。よろしくお願いいたします。

○堀部課長補佐

食品安全委員会の出席者を御紹介いたします。

まず、先ほど御挨拶をいたしました、熊谷委員長でございます。

順番が逆になってしまって恐縮ですが、農薬専門調査会の主担当は私のほうから向かって右手の三森委員でございます。

○三森委員

三森です。どうぞよろしくお願いいたします。

○堀部課長補佐

農薬専門調査会副担当といたしまして、委員長のお隣、佐藤委員です。

○佐藤委員

佐藤です。よろしくお願いいたします。

○堀部課長補佐

佐藤委員のお隣、山添委員でございます。

○山添委員

山添でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○堀部課長補佐

続きまして、食品安全委員会事務局の出席者を御紹介させていただきます。

事務局長の姫田でございます。

○姫田事務局長

姫田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○堀部課長補佐

事務局次長でございますが、4月1日付で本郷から東條にかわっております。東條でございます。

○東條事務局次長

東條です。よろしくお願いいたします。

○堀部課長補佐

評価第一課長、磯部でございます。

○磯部評価第一課長

磯部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○堀部課長補佐

上席評価調整官、前田です。

○前田上席評価調整官

前田でございます。よろしくお願いいたします。

○堀部課長補佐

私の左隣、課長補佐の横山です。

○横山課長補佐

横山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○堀部課長補佐

評価専門官の丸野です。

○丸野専門官

丸野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○堀部課長補佐

後ろに参りまして、窓側のほうから紹介させていただきます。南係長の後任で参りました、係長の賀登でございます。

○賀登専門職

賀登と申します。よろしくお願いいたします。

○堀部課長補佐

評価専門職の木村です。

○木村専門職

木村と申します。よろしくお願いいたします。

○堀部課長補佐

大田の後任で参りました、評価専門職の小牟田です。

○小牟田専門職

小牟田と申します。よろしくお願いいたします。

○堀部課長補佐

係長、齊藤です。

○齊藤係長

齊藤と申します。よろしくお願いいたします。

○堀部課長補佐

さらに後ろの列、見にくくて恐縮です。技術参与を御紹介いたします。
一番窓際から、磯です。

○磯技術参与

よろしくお願いいたします。磯と申します。

○堀部課長補佐
隣が河野です。

○河野技術参与
河野です。よろしくお願いします。

○堀部課長補佐
進藤です。

○進藤技術参与
進藤です。よろしくお願いいたします。

○堀部課長補佐
鈴木です。

○鈴木技術参与
よろしくお願いします。

○堀部課長補佐
星野です。

○星野技術参与
よろしくお願いいたします。

○堀部課長補佐
あと、本日所用でお休みをいただいておりますが、技術参与はもう一人吉田がおります。
先ほども申し上げましたが、私は課長補佐の堀部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事2に移らせていただきます。専門調査会の運営等について、上席評価調整官の前田より御説明させていただきます。

○前田上席評価調整官
お手元の机上配付資料の専門委員職務関係資料をお開きください。こちら、食品安全基本法から始まります内容につきまして、簡単に要点のみ説明させていただきます。
まず、1ページの食品安全基本法でございます。こちらにつきまして、食品健康影響評価について規定している部分でございますが、2ページの上のほうの三でございます。こ

これらの机上配付資料の 72 ページからなる資料でございます。

この三でございますけれども、二項の食品健康影響評価は、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に行われなければならないと基本法に定められているところでございます。

続きまして、9 ページ目がリスクアナリシス（リスク分析）ということでございまして、平成 15 年の食品安全委員会が設置された以降、リスク管理とリスク評価が分離されて、一緒にリスクコミュニケーションを行いながら進められてきているところが、この 9 ページ目の図でございます。

10 ページ目の「2 専門調査会の調査審議について」ということでございますが、この「第 1 食品健康影響評価に関する調査審議の手順」ということでございます。

この 2 番にございますが、「専門調査会は、食品安全委員会における審議を踏まえて調査審議を行い、評価書案を取りまとめます」ということが主な役割とされているところでございます。

11 ページ目でございますが、「第 2 組織及び運営の一般原則」でございます。こちらにつきましては、先ほど熊谷委員長からも御挨拶に触れていましたが、①としまして、各専門調査会に属すべき専門委員は委員長が指名すること。

②としまして、専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任すること。

③としまして、座長は専門調査会の事務を掌理し、会議の議長となること。

④としまして、座長に事故があるとき、その職務を代理する者を当該専門調査会に属する専門委員のうちから、座長があらかじめ指名することとされております。

「第 3 調査審議に当たって特に留意すべき事項」といたしまして、「1 利害関係者の除斥」でございます。

内容といたしましては、専門調査会における調査審議の対象となる食品または危害要因に係る許認可等について、審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係を有する専門委員は、「食品安全委員会における調査審議方法について」に基づき、専門調査会の判断により調査審議から除斥されます、という規定でございます。

「2 企業申請品目の標準処理期間」ということでございますが、企業からの申請に基づき、食品安全委員会が要請事項の説明を受けた日から 1 年以内に、評価結果を通知するよう努めることとされてございます。ただし、リスク管理機関に追加資料を要求している期間は含まないとされてございます。

「3 調査審議の公開」ということでございますが、専門調査会につきましては、「食品安全委員会の公開について」に基づき、その調査審議の結果、意見等が公開されるほか、会議、議事録、提出資料等も、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され、特定の者に不当な利益または不利益をもたらすおそれがある場合を除き、原則として公開されることになっているということでございます。

12 ページが個別品目の審議手順についてということでございまして、食品安全委員会の本委員会で評価要請の内容を聴取した上で、専門調査会での検討が依頼され、専門調査会での結果、評価書案が作成されるということ。その後に委員会に報告を得た上で、30 日間国民からの意見・情報の募集を実施し、その結果によりましては、必要に応じて、専門調査会において評価書案を修正し、本委員会に報告した上で、審議の上、リスク管理機関に評価結果を通知するという流れになっているところでございます。

続きまして、16 ページ「②食品安全委員会専門調査会運営規程」でございまして。先ほども少し述べましたが、第2条の3項に座長に関する規定、5項といたしまして、座長があらかじめ指名する者がその職務を代理すると規定されているところでございます。

18 ページが各専門調査会の所掌事務でございまして。上から3段目が農薬専門調査会でございまして、「農薬の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること」とされているところでございます。

20 ページ目が「③食品安全委員会における調査審議方法等について」でございまして。原則は先ほど述べたとおりでございしますが、2番の(1)にただし書きがございまして。委員会等、すなわち、ここで読み替えますと専門調査会でございしますが、当該委員等の有する科学的知見が委員会等の調査審議に不可欠であると認める場合は、当該調査審議に参加させることができるという規定がございまして。

特別の利害関係の対象といたしましては、①でございすけれども、調査審議等の対象となる企業申請品目の申請企業もしくはその関連企業、または同業他社から過去3年間の各年において新たに取得した金品等の企業ごとの金額、これが21 ページの下にございす別表の金額に該当するときですとか、あとは株式の5%以上を有している場合ですとか、特定の役職に就いている方などが該当します。

④でございすけれども、その特定の企業からの依頼により当該調査審議等の対象品目の申請資料等の作成に協力した場合も、利害関係者とみなされてございます。ただし、委員等が査読を経て公表された科学論文等の作成または国際機関等、海外の公的なリスク評価機関が作成した資料の作成に関与していた場合は除かれるというものでございまして。

続きまして、23 ページ、標準処理期間ということで平成21年の食品安全委員会の決定でございまして。

「1 標準処理期間」が食品安全委員会においてリスク管理機関から要請事項の説明を受けた日から1年以内ということでございすけれども、これは努めるものとされているところでございまして。

2の1に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとするということで、事務局が事前審査の結果、リスク管理機関に追加資料を要求している期間ですとか、専門調査会の調査審議の結果、追加資料を提出するために要する期間。そういったものを除いた上で1年以内ということでございまして。

次に25 ページ「3 専門調査会の調査審議以外の業務について」でございまして。リス

クコミュニケーションなどがございますが、「2 国際会合への出席」というところがございます。国際リスク評価機関の会合を初め、食品の安全性の確保に関する国際会合に御出席いただき、海外のリスク評価機関との連携、食品健康影響評価に必要な科学的知見の充実に御協力をいただいております。

また、国際リスク評価機関は、会合メンバー候補として専門家名簿に登録する専門家を定期的に募集していますが、募集案内があった場合には、対応する専門調査会の専門委員に周知をしているところでございます。

それ以外に、調査・研究ですとか、評価書の英文翻訳などのことについても御協力をいただいております。

次に主な点でございますが、37 ページの「6 専門委員の服務について」でございます。こちらにつきましては2段落目にございますが、専門委員は非常勤の職員とはいえ、国家公務員法第2条の規定による一般職国家公務員ということでございますので、国家公務員法の規定が適用され、同法の服務に関する規定を順守しなければなりませんとされてございます。

主な点でございますが、38 ページの「5 秘密を守る義務」というのが国家公務員法第100条に定められています。こちらでございますが、事前に情報が漏れることですとか、審議の後でも非公開情報、個人情報、知的財産に係る情報、そういったことを漏らすことによって個人や法人の利益を損なう場合があるということでございますので、専門委員には守秘義務が課せられているところでございます。なお、守秘義務は専門委員を辞めた後にも課せられるということでございます。

38 ページの一番下でございます。残留農薬に係る分野につきましては、委員長の御挨拶にもございましたが、非常に国民の関心の高い分野でございますので、マスコミ対応などについての関係でございます。専門調査会以外の場において、専門委員としての立場からでなく、一専門家として食品の安全性の確保に関する個人的見解を公表することが、直ちに国家公務員法の服務に関する規定に違反し、懲戒事由となることはありません。ただ、この場合、食品安全委員会の見解であるとの誤解を招かないよう御留意いただければと思っていますところでございます。

39 ページが食品安全委員会の委託しております研究費でございますが、40 ページにございますとおり、現在11本の研究費が動いているところでございます。

41 ページからが調査事業でございますが、45 ページにございますとおり、6本の調査が今年度計画されているところでございます。

47 ページが食品安全委員会と事務局の構成でございます。食品安全委員会の委員が7名、事務局が常勤職員60名、技術参与40名ということでございますが、本農薬専門調査会の関係につきましては、評価第一課が担当いたしているところでございます。

あとは法律などの条文でございますので、また後ほど、ご覧いただければと思います。私からの説明は以上でございます。

○堀部課長補佐

何か御意見あるいは御質問等、この場でございますでしょうか。

何分にも大部の資料でございますので、後ほどご覧いただきまして、何か御質問等がございましたら、いつでも結構でございますので、御遠慮なく事務局までお尋ねをいただければと思います。

それでは、次に議事3に移らせていただきます。平成26年度食品安全委員会運営計画について、評価第一課長の磯部より御説明をさせていただきます。

○磯部評価第一課長

磯部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうから資料2でございます。ちょうど頭が「平成26年度食品安全委員会運営計画」とございます。食品安全委員会におきましては、いわゆる食品健康影響評価の仕事以外にも、リスクコミュニケーションなど種々の業務を行っております。毎年全体の運営につきまして、運営計画を立てさせていただいております。内容について、かいつまんで御紹介をさせていただきます。

1枚めくっていただきまして、目次がございます。全体の構成をご覧いただきますと、第1～第9までございまして、運営の重点事項、委員会の運営全般、食品健康影響評価の実施、施策の実施状況の監視、調査・研究事業の推進、リスクコミュニケーションの促進、緊急の事態への対処、情報の収集、整理及び活用、国際協調の推進と全部で9本の柱を立てて、まとめさせていただいております。

その次の1ページをご覧いただき、この運営計画を立てるに当たりましては、企画等専門調査会という全体の運営計画を審議する専門調査会がございまして、ここでの審議を経まして、国民からの意見の募集、パブリックコメントを経まして、食品安全委員会で定めたものでございます。

2ページをご覧いただきまして、「第1 平成26年度における委員会の運営の重点事項」でございます。

食品安全委員会ができて、ちょうど昨年7月に10年が経過いたしました。最初の事業の運営方針に書いてございますけれども、新たな10年に向けてということで種々委員会の業務改善を進めながら、所掌事務が円滑かつ着実に実施するように考えていくということをうたっております。

重点事項といたしまして、4つほど柱を立ててございますけれども、まず食品健康影響評価の着実な実施ということで、効率的な情報収集、計画的な調査審議など、食品健康影響評価を着実に実施するということを記載させていただいております。

リスクコミュニケーションも健康影響評価のほかに大きな柱でございますけれども、このリスクコミュニケーションに関しまして、ちょうど新たに加えた事項として2行目に記

載がございしますが、リスクアナリシスの考え方におけるリスクコミュニケーションのあり方を検討しつつ、科学的知見の体系的な提供など、戦略的にリスクコミュニケーションを実施するということを記載させていただいております。

調査・研究事業についても最新の科学的知見、国内外の研究の進展状況を踏まえて、調査研究事業を進める。

また、緊急時対応への強化ということも普段の強化を図るということでやらせていただいております。

「第2 委員会の運営全般」ということで、ご覧いただければと思います。種々の委員会の全体の活動を書かせていただいております。

この調査会に一番関係がございします、3ページの「第3 食品健康影響評価の実施」でございします。多くのものがリスク管理機関から食品健康影響評価を要請される案件でございしますけれども、その着実な実施ということでございまして、早期に食品健康影響評価が終了するよう、計画的・効率的な調査審議を行うということを記載させていただいております。

企業からの申請に基づくものにつきましては、先ほど前田から申し上げたように、標準処理期間を定めてございまして、その中で評価結果を通知できるように進めていきたいということを記載させていただいております。

それから、ポジティブリスト対象品目の計画的な調査審議の話。

4ページにまいりますけれども、評価ガイドライン等の策定ということで、必要に応じまして、評価ガイドラインの策定を進めていくことを記載させていただいております。

また、自ら評価に関しましては記載がございしますけれども、今現在、実施しているものにつきましても、4ページ～5ページの頭にかけて記載をさせていただいております。

5ページの「第4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視」ということで、先生方におまとめいただきました食品健康影響評価の結果、これについては食品安全委員会を経まして、リスク管理機関のほうに通知をするわけでございしますけれども、それに基づいたリスク管理措置がどう行われているかについては、私どものほうで定期的に調査、モニタリングをしてございまして、どのような状況かを確認をしているという形でございまして、必要に応じて勧告や意見の申し出を行うということでさせていただいております。

また、日本全国に食品安全モニターが470名おられまして、種々の現場からの声を受けつけるような形をやらせていただいております。

5ページの下でございしますが「第5 食品の安全性の確保に関する調査・研究事業の推進」ということで、その研究の推進、調査事業の推進を5ページ～6ページにかけまして、実際にどういうプロセスで進めるかを記載させていただいております。

7ページでございしますが「第6 リスクコミュニケーションの促進」ということで、特に今年度、新たに入れましたのが1と書いてございしますけれども、委員会設立10周年を

契機にということで、そのあり方に関する検討ということで、その勉強会を設置しまして、どのようにやっているかの議論を行っていこうということにさせていただいてございます。

そのほか、情報発信につきましては、少人数・参加型のリスクコミュニケーションの開催から意見交換会、関係省庁と連携したリスクコミュニケーション、ホームページやメールマガジン等を通じた情報提供、最近始めましたこととして、**Facebook** を活用した機動的な情報の配信を行うということで記載させていただいてございます。

8 ページにまいりまして、「3 『食の安全』に関する科学的な知識の普及啓発」ということで、特に昨年度から始めたこととして記載させていただいてございますけれども、食品の安全性を体系的に理解する連続講座の実施ということも記載をさせていただいているところでございます。

そのほか、関係機関・団体との連携体制の構築を記載させていただいてございますし、9 ページのちょうど上のほうにございます「(4) 学術団体との連携」ということで、食品の安全性に関する科学的知識を普及させるために学術団体との連携をいろいろ図っていきたいということも記載をさせていただいてございます。

そのほか、9 ページでございますが、「第7 緊急の事態への対処」、「第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用」に記載をさせていただいてございます。

最後に 10 ページでございますけれども、「第9 国際協調の推進」ということで、今、予定しております国際会議等への委員及び事務局職員の派遣のスケジュールを記載させていただいてございます。

定期的に海外から研究者等を招聘いたしまして、食品の安全性の確保に関する施策の策定への科学的知見の充実を図ったりしておりますし、海外の食品安全機関等との連携強化ということで、職員の派遣、人材交流ですとか情報交換等を定期的に実施する。また、ここに書いてございますような **EFSA** や **FSANZ** との定期会合を開催するなど、ここに記載をさせていただいてございます。

海外への情報発信に関しまして、特に昨年度に創刊しました **Food Safety の Official Journal** に関しましても、記載をさせていただいているということでございます。

残りのページは別紙で記載を入れさせていただいておりますので、御参考にしていただければと思います。

以上でございます。

○堀部課長補佐

こちらの中身をお読みいただきまして、何かございましたら、また後ほど、事務局までお尋ねいただければと思います。

それでは、続きまして、議事4でございます。座長の選出と副座長の指名に入りたいと思います。

資料1-1、先ほど前田からも御紹介いたしました、食品安全委員会専門調査会運営規

程の第2条第3項によりまして、専門調査会には座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任することとされております。どなたか御推薦いただけませんか。

納屋先生、お願いします。

○納屋専門委員

先ほど熊谷委員長のお言葉の中にありましたように、食品の健康影響評価につきまして、大事な3つのキーワードをお示しいただきました。毒性学の知識と経験並びにリスクアナリシス、そして、レギュラトリーサイエンス、この3つ全てを兼ね備えて持っていますのが西川先生だと私は考えておりますので、西川先生を御推薦申し上げたいと思います。

○堀部課長補佐

納屋先生、ありがとうございます。

ほかにどなたかいらっしゃいますでしょうか。永田先生、お願いします。

○永田専門委員

私も今、納屋専門委員がおっしゃいましたような内容につきまして、西川専門委員が適任だと考えておりますので、推薦申し上げます。

○堀部課長補佐

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。山手先生、お願いします。

○山手専門委員

今、納屋専門委員、永田専門委員から御推薦がありましたように、この分野が長く、経験が非常に豊富であるということと、やはり深い専門性を持っておられるということで、私もこの農薬専門調査会の座長として西川先生を適任だと思いますので、御推薦します。

○堀部課長補佐

ありがとうございます。

ただいま納屋先生、永田先生、山手先生から西川先生を座長にという御推薦がございました。いかがでしょうか。御賛同いただける場合には、拍手をお願いいたします。

(「異議なし」の拍手あり)

○堀部課長補佐

どうもありがとうございます。先生方の御賛同をいただきましたので、座長に西川専門委員が互選されました。

それでは、西川先生、一言御挨拶をいただけますでしょうか。

○西川座長

座長に御推薦いただきまして、どうもありがとうございます。これまで以上に気を引き締めて、務めてまいりたいと思います。いくつかポイントはあるのですが、一番重要なところは、ぶれない評価をしていくことであろうと思います。皆さんの御協力をどうぞよろしくお願いします。

○堀部課長補佐

ありがとうございました。

続きまして、先ほどご覧いただいた運営規程の第2条第5項でございますけれども、座長に事故があるときは当該専門調査会に属する専門委員のうちから、座長があらかじめ指名する者がその職務を代理するとされております。西川座長より座長代理の御指名をお願いいたします。

○西川座長

それでは、議事の進行を引き継がさせていただきます。ただいま事務局から説明がありました座長代理の指名についてですが、私から納屋専門委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の拍手あり)

○堀部課長補佐

納屋先生、一言お願いします。

○納屋専門委員

謹んでお受けさせていただきます。西川先生の足を引っ張らないようにお手伝いができるように頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○西川座長

お引き受けくださり、ありがとうございます。

○堀部課長補佐

それでは、先生、各部会の指名に入っていただければと思います。

○西川座長

議事5、各評価部会に所属する専門委員の指名、各部会の座長及び副座長の指名、幹事会に所属する専門委員の指名に入りたいと思います。

農薬専門調査会は資料4としてお配りしております。農薬専門調査会の運営体制に関する事項に従って運営しております。その事項の第3条第3項に基づき、農薬専門調査会座長といたしまして、4つの評価部会に所属する専門委員を指名したいと思います。

私の案を資料5に示しておりますので、事務局から御紹介いただけますでしょうか。

○堀部課長補佐

それでは、資料5をご覧ください。西川先生から体制（案）をお預かりしておりましたので、御紹介させていただきます。座席は「あいうえお」順なんですけれども、資料5はジャンル順になっております。資料5に基づきまして、体制（案）を御紹介させていただきます。

まず、評価第一部会でございますが、篠原先生、平塚先生、山崎先生、上路先生、清家先生、相磯先生、赤池先生、浅野先生、藤本先生、福井先生、堀本先生、林先生、若栗先生。

評価第二部会は、小澤先生、杉原先生、細川先生、腰岡先生、吉田（充）先生、川口先生、佐藤先生、松本先生、吉田（緑）先生、桑形先生、山本先生、根岸先生、本間先生。

評価第三部会は、中島先生、永田先生、田村先生、中山先生、小野先生、三枝先生、高木先生、義澤先生、納屋先生、八田先生、太田先生、増村先生。

評価第四部会は、加藤先生、玉井先生、本多先生、與語先生、井上先生、長野先生、西川先生、山手先生、代田先生、中塚先生、佐々木先生、森田先生というふうに案をいただいております。

○西川座長

ただいま事務局に御紹介いただいたとおり御指名したいと思います。いかがでしょうか。御承諾いただけますでしょうか。

（「異議なし」の拍手あり）

○西川座長

ありがとうございます。それでは、専門委員の皆様が所属する評価部会が決定いたしました。

次に、各評価部会の座長の件についてですが、農薬専門調査会の運営体制に関する事項

の第3条第4項に基づき、農薬専門調査会座長といたしまして、4つの評価部会の座長を指名したいと思います。

評価第一部会は上路専門委員にお願いしたいと思います。上路専門委員、いかがでしょうか。

○上路専門委員

引き受けさせていただきます。

○西川座長

ありがとうございます。

評価第二部会は吉田（緑）専門委員にお願いしたいと思います。吉田専門委員、いかがでしょうか。

○吉田（緑）専門委員

お引き受けしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○西川座長

ありがとうございます。

評価第三部会は三枝専門委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○三枝専門委員

ありがとうございます。承りました。

○西川座長

よろしくお願いいたします。

評価第四部会は私が務めたいと思います。よろしいでしょうか。

上路先生、吉田緑先生、三枝先生、座長をお引き受けくださり、ありがとうございます。

引き続きまして、農薬専門調査会の運営体制に関する事項の第3条第6項に基づき、それぞれの評価部会の座長から、それぞれの評価部会の副座長を御指名いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○上路専門委員

評価第一部会ですけれども、私としては赤池先生にお願いしたいのですが、本日お休みなものですから、事務局のほうに確認をお願いしたいと思います。

○堀部課長補佐

それでは、赤池先生の御意向を確認させていただきまして、後ほど御報告させていただきます。

○西川座長

よろしくお願いします。

吉田（緑）評価第二部会座長はどなたを御指名でしょうか。

○吉田（緑）専門委員

第二部会といたしましては、松本先生にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○西川座長

松本先生、よろしいでしょうか。

○松本専門委員

お受けいたします。よろしくお願いいたします。

○西川座長

ありがとうございます。

三枝評価第三部会座長はどなたを御指名でしょうか。

○三枝専門委員

納屋先生にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○西川座長

よろしくお願いいたします。

○納屋専門委員

承りました。

○西川座長

評価第四部会は長野専門委員にお願いしたいと思います。長野専門委員、いかがでしょうか。

○長野専門委員

承りました。

○西川座長

よろしくお願いいたします。

それでは、引き続き、議事を進めます。農薬専門調査会の運営体制に関する事項第2条第3項に基づきますと、幹事会は農薬専門調査会座長、部会座長及び副座長並びに農薬専門調査会の座長が指名する専門委員により構成することになります。

したがって、評価部会の4人の座長及び4人の副座長に幹事会委員になっていただくことになります。さらに農薬専門調査会座長として、専門分野と御経験を考え、浅野専門委員、小澤専門委員、代田専門委員、永田専門委員、林専門委員、本間専門委員、與語専門委員を幹事会委員として指名したいと考えます。

小澤専門委員、いかがでしょうか。

○小澤専門委員

謹んでお受けいたします。

○西川座長

よろしくお願いいたします。

永田専門委員、いかがでしょうか。

○永田専門委員

お引き受けいたします。よろしくお願いいたします。

○西川座長

林専門委員、いかがでしょうか。

○林専門委員

了解しました。

○西川座長

ありがとうございます。

本間専門委員、いかがでしょうか。

○本間専門委員

了解しました。

○西川座長

よろしくお願いいたします。

與語専門委員、いかがでしょうか。

○與語専門委員

お引き受けいたします。

○西川座長

よろしくお願いいたします。皆様、ありがとうございました。

本日御欠席の浅野専門委員、代田専門委員の御意向を事務局で確認できますでしょうか。

○堀部課長補佐

それでは、こちららもこの後、お休みの間に確認をさせていただきまして、幹事会の冒頭で御報告させていただければと思いますが、いかがでしょうか。

それと1点、事務局からこの場をお借りして御提案でございます。先ほど座長から御紹介いただきました資料4の農薬専門調査会の運営体制に関する事項の第2条第3項によりますと、幹事会の構成メンバーが農薬専門調査会の座長、部会の座長、副座長、農薬専門調査会の座長が指名する専門委員となっておりまして、なぜかよくわからないのですが、農薬専門調査会の副座長が幹事会に入るという規定がございません。

このままでもいいという御意見もあるのかもしれないのですが、事務局としてはできれば農薬専門調査会の副座長にも幹事会にお入りいただいておいたほうがいいのではないかと考えます。もし先生方の御承認をいただけるようでしたら、平成22年の農薬専門調査会決定を一部改正で、第2条第3項に、幹事会は農薬専門調査会の座長及び副座長、部会の座長及び副座長並びに農薬専門調査会の座長が指名する専門委員により構成すると改正をさせていただければと思います。御提案いたしますが、いかがでしょうか。

○西川座長

ありがとうございます。ただいまの事務局の提案どおり、修正を行いたいと思います。

それでは、次に、事務局より赤池専門委員への確認の結果を報告してください。

○堀部課長補佐

赤池先生から評価第一部会の副座長への御就任について御快諾いただきましたので、御報告申し上げます。

○西川座長

それでは、評価第一部会の副座長は赤池専門委員にお願いすることとし、規定に基づき、

幹事会にもお迎えすることといたします。

それでは、幹事会は次の 12 名の専門委員、赤池専門委員、上路専門委員、小澤専門委員、三枝専門委員、永田専門委員、長野専門委員、納屋専門委員、林専門委員、本間専門委員、松本専門委員、與語専門委員、吉田緑専門委員と私、西川が委員を務めることになります。

また、浅野専門委員、代田専門委員への確認の結果、御承諾いただけるのであれば、お二人を合わせて合計 15 名の体制となります。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、幹事会の座長と副座長を決めたいと思います。資料 4 の農薬専門調査会の運営体制に関する事項第 2 条第 4 項に基づきますと、幹事会の座長は農薬専門調査会の座長がその職務を行うとなっておりまして、私が幹事会の座長を務めることになります。

副座長につきましては、第 2 条第 6 項に基づきまして、幹事会の座長が指名するとされております。したがって、幹事会の副座長には農薬専門調査会の副座長である納屋専門委員を指名したいと考えますが、いかがでしょうか。

○納屋専門委員

お受けいたします。

○西川座長

ありがとうございます。

それでは、資料 5 につきましては、事務局のほうで休憩時間を利用し、決まりましたことなどを追加し、修正の上、次の幹事会資料として配付できるよう準備をお願いいたします。

それでは、全般を通じてでも結構です。何かございましたらお願いいたします。どうぞ。

○山手専門委員

この第一から第四部会で審議する剤の特徴みたいなものは、何かお考えなのでしょうか。もしあれば、教えていただければと思います。以前はあったと思うのですが、差し支えなければ。

○西川座長

以前と大きく変わっていないと思いますけれども、事務局から補足をお願いします。

○堀部課長補佐

以前より各部会の一応の色分けとして、第一部会は神経毒性のある剤。

第二部会については、発がん性、松本先生がいらっしゃるので血液関係の見られる剤を時々お願いしております。

さらに第三部会は生殖発生毒性、第四部会は遺伝毒性に懸念のある剤に関しては特に集中的となっておりますので、継続をお願いしている先生方はお気づきかもしれませんが、あまり目立った特徴がない場合ですとか、剤の順番として必ずしも色分けがきれいに振り切れるわけではないので、そのような場合には剤の特徴を見ながら、振り分けの際に幹事会の先生方と御相談をさせていただければと思っております。基本的な考え方としては、西川座長の御意向としては同じようなものだと私は理解しております。

○西川座長

よろしいでしょうか。ほかにございますでしょうか。

ないようでしたら、本日の農薬専門調査会の全ての議事を終了いたします。

そのほかに事務局から何かありますでしょうか。

○堀部課長補佐

次に先生方にお集まりいただく会議の日程につきまして、お知らせを申し上げます。先ほど各部会に配属になりましたので、幹事会のメンバーの先生方以外は各部会の日程でお越しいただくということになります。

まず、幹事会でございますが、幹事会はこの後が次回お集まりいただく会合なんですけれども、その後、5月27日火曜日、変則的ですが午前中の開催を予定しております。

評価第一部会でございますが、6月12日木曜日、評価第二部会は、6月6日金曜日、評価第三部会は、6月11日水曜日、評価第四部会は、6月2日月曜日にそれぞれ開催を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

幹事会もそうですけれども、各部会ではこの後は剤の審議を実際をお願いすることになります。御審議いただきます評価書や評価に必要な資料につきましては、準備ができ次第、先生方のお手元にお届けいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ここまで日程の御確認でございます。

また、この後ですけれども、少し休憩をいただきまして、御案内のとおり15時15分から第104回「農薬専門調査会幹事会」を開催いたします。幹事会の先生方、どうぞよろしくお願いいたします。

休憩時間を活用いたしまして、レイアウト変えの準備をいたしますので、先生方、恐縮でございますが、机の上のお荷物等をお持ちいただきまして、別室を御用意いたしておりますので、そちらにお移りいただければと思います。

事務局からは以上です。

○西川座長

これで本日の議事は全て終了いたしました。

以上をもちまして、第47回「農薬専門調査会」を閉会いたします。

幹事会委員の皆様におかれましては、お疲れのところ申し訳ございませんが、引き続き、幹事会を開催いたしますので、お残りいただきたいと思います。

また、その他の委員の皆様におかれましても、お時間の許す限りお残りいただき、傍聴していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。